

# 柏崎市新ごみ処理場整備・運営事業

## 募集要項

令和6年（2024年）4月

柏 崎 市



# 柏崎市新ごみ処理場整備・運営事業

## 募集要項

### 《目 次》

第1章	募集要項の位置づけ	1
第2章	事業内容に関する事項	2
1	事業名	2
2	本事業の対象となる公共施設等の種類	2
3	事業実施区域	2
4	公共施設等の管理者	2
5	一般事項	2
6	本施設の概要	4
7	事業方式等	4
8	契約の形態	4
9	事業期間	4
10	関係法令等の遵守	5
11	事業期間終了後の措置	5
12	事業の対象となる業務範囲	5
第3章	募集及び特定に関する事項	7
1	募集手続きに関するスケジュール	7
2	募集手続き等	8
3	参加資格要件	16
第4章	応募者の審査及び最優秀提案者の決定	21
1	審査機関	21
2	最優秀提案者の決定方法	21
第5章	本事業に関する提示条件	23
1	事業者の収入	23
2	余剰電力の帰属先	23
3	有価物売却収入の帰属先	23
4	バランスングコストの負担	23
5	本市が適用を予定している交付金・補助金について	23
6	保険	23
7	想定されるリスクの分担	24
8	停止期間中等の処理対象物の処理	24
第6章	最優秀提案者決定後の手続き並びに契約に関する事項	25
1	基本協定の締結	25
2	契約内容の協議	25
3	事業契約の締結	25
4	特別目的会社の設立（特別目的会社を設立する場合）	25
5	契約金額	26
6	地位の譲渡等	26

7	契約保証金 .....	26
<b>第7章</b>	<b>公表資料の一覧 .....</b>	<b>27</b>
1	募集要項添付資料 .....	27
2	別添資料 .....	27

## 用語の定義

柏崎市新ごみ処理場整備・運営事業 募集要項で用いる用語を次のとおり定義する。

本 市：柏崎市をいう。

本 事 業：柏崎市新ごみ処理場整備・運営事業をいう。

本 施 設：本事業において設計・建設され、運営される廃棄物処理施設をいい、ごみ処理設備のほか、工場棟（管理諸室を含む。）、計量棟、駐車場、構内道路、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の建築物、建築設備及びこれらの付帯設備を含めていう。

仮 設 施 設：本工事の実施に際しては、本施設が稼働するまでの期間において既存ごみ処理場の稼働を維持する。本工事が与える影響を最小限にするため、本施設の建設工事に先立ち整備する、仮設沈砂槽（河川水取水電気設備等を含む）、仮設計量棟、仮設事務所棟、仮設駐車場及びこれらの付帯設備を含めていう。

本 工 事：本施設の設計・建設業務、仮設施設の整備業務及び解体・撤去工事（清掃事務所棟、し尿処理場処理棟、資源物リサイクルセンター、洗車棟、有価物ストックヤード棟、倉庫棟、その他本施設の建設工事に当たって支障となる建築物及び工作物等並びにこれらの地下構造物も含む）をいう。

プ ラ ン ト：本施設のうち、処理対象物の処理に必要なすべての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。

建 築 物 等：本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称していう。

D B O 方 式：Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる公設民営方式の事業手法をいう。

事 業 者：本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。また、建設事業者と運営事業者を総称していう。

建 設 事 業 者：本市と建設工事請負契約を締結する者で、本工事を行う事業者をいう。

運 営 事 業 者：本市と運営業務委託契約を締結する者で、本施設の運営業務を行う事業者をいう。

既存ごみ処理場：クリーンセンターかしわざきをいう。

敷地：事業実施区域及び既存ごみ処理場使用区域を合わせた範囲をいう。

事業実施区域：本工事において利用可能な区域であり、稼働後、運営業務を実施する区域をいう。

エネルギー回収型廃棄物処理施設：本施設を構成する施設のうち、燃やすごみ及び可燃残さ、ボランティア清掃ごみ、剪定枝・庭の草及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理する施設をいう。

マテリアルリサイクル推進施設：本施設を構成する施設のうち、燃やさないごみ及び粗大ごみを処理対象物として破砕、選別等の処理を行う施設をいう。

基本協定：事業契約の締結に向けた双方の協力義務等について定めることを目的として、本市と最優秀提案者が締結する協定をいう。

基本契約：事業者に本事業を一括で発注するために、本市と建設事業者及び運営事業者で締結する契約をいう。

建設工事請負契約：本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。

運営業務委託契約：本事業の運営業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。

地方公共団体：地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定められている普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の本市及び財産区）をいう。

応募者：本事業の募集手続に参加する複数企業で構成されるグループをいう。

代表企業：応募者のうち、代表して応募手続き等を行う企業をいう。

構成企業：応募者を構成する企業をいう。

構成員：特別目的会社を設立する場合において、構成企業のうち、特別目的会社に出資を行う企業をいう。

協 力 企 業：特別目的会社を設立する場合において、構成企業のうち、特別目的会社に出資を行わない企業をいう。

事業者選定委員会：本市が設置する柏崎市新ごみ処理場整備・運営事業者選定委員会のことをいう。

最 優 秀 提 案 者：応募者の中から本事業を実施する者として特定された応募者であり、本事業を実施する複数企業で構成されるグループをいう。

特 別 目 的 会 社：本施設の運營業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。SPCともいう。

募 集 要 項：本事業における募集要項をいう。

募 集 要 項 等：募集公告と同時に公表する募集要項、要求水準書、最優秀提案者決定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、様式集、提出書類の作成要領及びこれらに関する質問回答を総称して又は個別にいう。

設 計 ・ 建 設 業 務：本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。

運 営 業 務：本事業のうち、本施設の運営に係る業務をいう。

搬 入 可 能 物：本施設で受け入れるものをいう。

処 理 対 象 物：搬入可能物のうち、本施設で処理するものをいう。

処 理 困 難 物：搬入可能物のうち、本施設では処理せずに外部処理委託又は最終処分するものをいう。

補 助 金：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金をいう。

交 付 金：循環型社会形成推進交付金をいう。



## 第1章 募集要項の位置づけ

本市は、柏崎市新ごみ処理場整備・運営事業について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定に準じて実施するため、令和6年（2024年）1月24日に「新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

募集要項は、本事業を実施する事業者選定のための公募型プロポーザルに適用するものであり、本事業に係る募集公告に基づく事業者の募集及び選定等については、募集要項等及びこれらに関する質問回答により、実施する。

応募者は、募集要項等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

## 第2章 事業内容に関する事項

### 1 事業名

柏崎市新ごみ処理場整備・運営事業

### 2 本事業の対象となる公共施設等の種類

名称 新ごみ処理場

種類 一般廃棄物処理施設

### 3 事業実施区域

新潟県柏崎市松波四丁目地内（募集要項添付資料-1 事業実施区域に示す。）

### 4 公共施設等の管理者

管理者 柏崎市長 櫻井 雅浩

### 5 一般事項

本施設は令和11（2029）年度の稼働を目指して整備を行う。本施設の設計・建設工事は、敷地内に立地する既存ごみ処理場の稼働を継続しながら実施することになる。設計・建設工事の実施に当っては、既存ごみ処理場の稼働に与える影響を最小限にするため、本施設の建設工事に先立ち、仮設施設の整備工事、し尿処理場処理棟等の解体工事を実施すること。

本市では、令和2（2020）年3月に策定した「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」において、施設整備方針を次のとおり設定した。

### 【施設整備方針】

本市では、平成29年（2017年）3月に柏崎市第五次総合計画（以下「第五次総合計画」という。）を策定しており、新ごみ処理場の施設整備方針は、第五次総合計画の内容を踏まえて決定した。

#### 【コンセプト】

##### (1) 循環型社会を推進する施設

- ア ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進したうえで適正処理を行い、処理で発生する熱や灰等を有効に活用する。
- イ 環境負荷低減や公害防止等、環境に十分に配慮した設備を備える。

##### (2) 市民が身近で安全・安心を感じられる施設

- ア 市民生活に密着した利便性の高い施設を目指す。
- イ 新潟県中越沖地震を教訓にした災害に強い強靱な施設とする。

##### (3) 高効率なエネルギー回収を可能とする施設

- ア 柏崎地域エネルギービジョンの実現に向けて、エネルギーの地産地消に留まらず、将来の地産他消を見据えたベース電源のひとつとする。

##### (4) ふるさとの環境を守る施設

- ア 児童・生徒をはじめ、循環型社会の推進や環境問題について学べる施設とする。
- イ 温暖化対策や生物多様性の保全に対する意識啓発、不法投棄防止と環境美化の推進など、豊かな自然環境を維持・保全するための拠点とする。

##### (5) 経済性に優れた施設

- ア 設備の適切な規模、効率的な配置、省エネルギー化を検討し、経済的かつ高効率な施設建設及び管理運営を実現する。

## 6 本施設の概要

本施設の概要を次に示す。

項目		概 要	
工場棟	エネルギー回収型廃棄物処理施設	①処理対象物	① 燃やすごみ及び可燃残渣 ② ボランティア清掃ごみ ③ 剪定枝・庭の草 ④ 災害廃棄物
		②炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
		③施設規模	80 t/24h (40 t/24h×2炉)
	マテリアルリサイクル施設	①処理対象物	① 不燃ごみ ② 粗大ごみ
②施設規模		6.7 t/5h	
計量棟 (工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。)	①形式	ロードセル式(4点支持式)	
	②数量	3基以上 (入口用2基以上、出口用1基以上)	
その他 関連施設等	管理棟(工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。)、洗車棟(工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。)、駐車場、構内道路、構内サイン、構内照明、植栽、その他		

※本施設では、刈羽村から排出される燃やすごみ、不燃ごみ、粗大ごみも処理する。

## 7 事業方式等

本事業における施設の整備・運営はDBO方式により実施する。

事業者のうち、建設事業者は本施設の設計・建設業務を行う。また、運営事業者は、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を実施する。

## 8 契約の形態

- (1) 本市は、優先交渉権者と基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。
- (2) 本市は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。
- (3) 本市は、基本契約に基づいて、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。
- (4) 本市は、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。なお、本市は、運営事業者として特別目的会社の設立を義務付けていないが、特別目的会社の設立を妨げるものではない。
- (5) 事業契約の締結主体を「募集要項添付資料-2 事業スキーム図(案)」に示す。

## 9 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- (1) 設計・建設期間：事業契約締結日から令和11（2029）年3月31日まで
- (2) 運営期間：令和11（2029）年4月1日から令和31（2049）年3月31日まで（20年間）

## 10 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を始め、必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

### 11 事業期間終了後の措置

本市は本施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年以上の使用を前提として設計・建設業務及び運営業務を行うこと。また、事業者は、事業期間終了時に、本施設を要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）「第9章 運営業務期間終了時の引渡し条件」に定める条件を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後15年目（令和25（2043）年度）の時点において、本市及び事業者は協議を開始するものとする。

### 12 事業の対象となる業務範囲

本事業において事業者及び本市が行う事業の範囲は次のとおりとする（「募集要項添付資料－3 役割分担概念図」参照）。なお、各項目の詳細については要求水準書等に示す。

#### (1) 事業者が行う業務

##### ア 本施設の設計に関する業務

- (ア) 本施設の設計
- (イ) 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- (ウ) 本市の交付金・補助金申請支援
- (エ) 設計に係る許認可申請等
- (オ) その他これらを実施する上で必要な業務

##### イ 本施設の建設に関する業務

- (ア) 本施設の建設
- (イ) 仮設施設の設計・建設・解体
- (ウ) し尿処理施設処理棟等の解体
- (エ) 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）
- (オ) 建設工事に係る許認可申請等
- (カ) その他これらを実施する上で必要な業務

##### ウ 本施設の運営に関する業務

- (ア) 運転管理業務
- (イ) 維持管理業務
- (ウ) 測定管理業務
- (エ) 防災等管理業務

- (オ) 運営関連業務
  - (カ) 情報管理業務
  - (キ) 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）
  - (ク) 行政視察対応に対する支援
  - (ケ) その他これらを実施する上で必要な業務
- (2) 本市が行う業務
- ア 本施設の設計・建設に関する業務
    - (ア) 近隣対応（事業者が実施する業務以外）
    - (イ) 本施設の交付金・補助金申請手続
    - (ロ) 本施設の設計・建設モニタリング
    - (エ) その他これらを実施する上で必要な業務
  - イ 本施設の運営に関する業務
    - (ア) 本施設への搬入可能物の搬入
    - (イ) 焼却主灰、飛灰処理物、有価物及び処理困難物の運搬
    - (ロ) 焼却主灰、飛灰処理物、有価物及び処理困難物の資源化又は最終処分
    - (エ) 近隣対応（事業者が実施する業務以外）
    - (オ) 行政視察対応
    - (カ) 運営モニタリング
    - (キ) その他これらを実施する上で必要な業務

### 第3章 募集及び特定に関する事項

#### 1 募集手続きに関するスケジュール

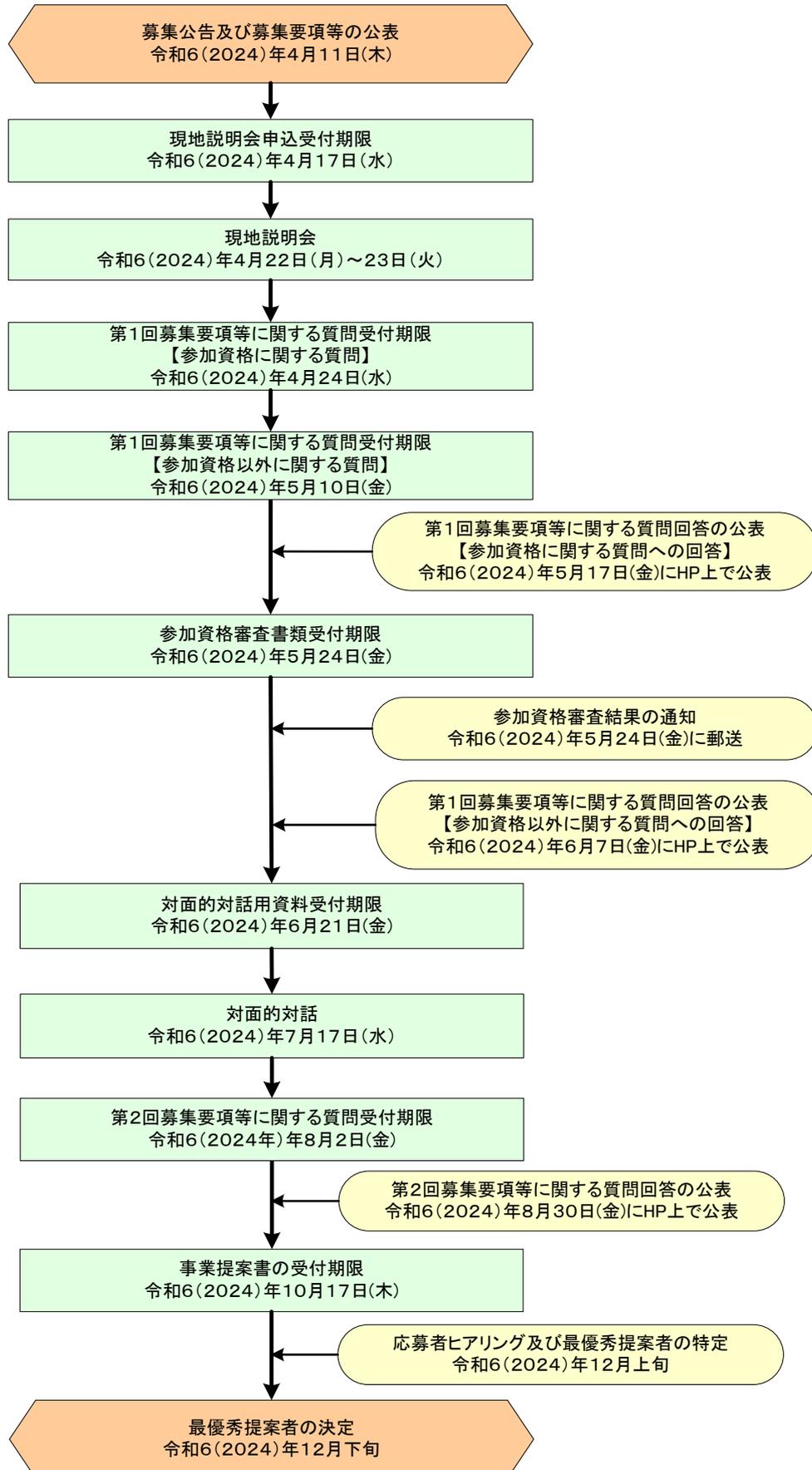
本事業の募集手続きに関するスケジュールは、次を予定している。

内 容	日 程
① 募集公告及び募集要項等の公表	令和6（2024）年 4月11日 （木）
② 現地説明会申込受付期限	令和6（2024）年 4月17日 （水）
③ 現地説明会	令和6（2024）年 4月22日 （月）～23日（火）
④ 第1回募集要項等に関する質問受付期限 【参加資格に関する質問】	令和6（2024）年 4月24日 （水）
⑤ 第1回募集要項等に関する質問受付期限 【参加資格以外に関する質問】	令和6（2024）年 5月10日 （金）
⑥ 第1回募集要項等に関する質問回答の公表 【参加資格に関する質問への回答】	令和6（2024）年 5月17日 （金）
⑦ 参加資格審査書類受付期限	令和6（2024）年 5月24日 （金）
⑧ 参加資格審査結果の通知	令和6（2024）年 5月31日 （金）
⑨ 第1回募集要項等に関する質問回答の公表 【参加資格以外に関する質問への回答】	令和6（2024）年 6月 7日 （金）
⑩ 対面的対話用資料受付期限	令和6（2024）年 6月21日 （金）
⑪ 対面的対話	令和6（2024）年 7月17日 （水）
⑫ 第2回募集要項等に関する質問受付期限	令和6（2024）年 8月 2日 （金）
⑬ 第2回募集要項等に関する質問回答の公表	令和6（2024）年 8月30日 （金）
⑭ 事業提案書の受付	令和6（2024）年10月17日 （木）
⑮ 応募者ヒアリング及び最優秀提案者の特定	令和6（2024）年12月上旬
⑯ 最優秀提案者の決定	令和6（2024）年12月下旬
⑰ 基本協定締結	令和7（2025）年 1月中旬
⑱ 事業契約仮契約締結	令和7（2025）年 3月中旬
⑲ 事業契約本契約締結	令和7（2025）年 3月下旬

※上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を通知する。

## 2 募集手続き等

### (1) 募集手続きの概要



## (2) 募集公告

### ア 募集要項等の公表

本市は、令和6（2024）年4月11日（木）に募集公告を行い、「募集要項」、「最優秀提案者決定基準」、「要求水準書」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」、「様式集」及び「提出書類の作成要領」を本市のホームページにて公表する。

### イ 要求水準書添付資料の配布

要求水準書添付資料の一部については、参加資格審査通過者のみに配付する。詳細は要求水準書添付資料を参照のこと。

### ウ 担当部署

柏崎市 市民生活部 環境課 クリーン推進係

〒945-0011

新潟県柏崎市松波四丁目13番13号

電話：0257（23）5170

FAX：0257（24）4196

メール：kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp

## (3) 現地説明会に関する提出書類の受付

応募者の代表企業は、次の要領に従って現地説明会に関する提出書類（様式1-1～1-2）を提出すること。

### ア 対象

本事業の募集に代表企業として参加する意思を誓約書に表明する者。なお、代表企業以外の構成企業も可とする。

### イ 受付期限

令和6（2024）年4月17日（水）午後5時までとする。

### ウ 提出方法

本事業に代表企業として参加する意思を誓約書に表明する者が持参、郵送（必着、書留に限る）、電子メール又はFAXにより提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。また、電子メール及びFAXの場合は、提出後速やかに原本を提出すること。

### エ 提出書類

(ア) 現地説明会への参加申込書（様式1-1）

(イ) 現地説明会に係る誓約書（様式1-2）

### オ 提出先

「第3章2(2)ウ 担当部署」を参照のこと。

## (4) 現地説明会の開催

### ア 現地説明会実施日

令和6（2024）年4月22日（月）、23日（火）とする。

#### イ 現地説明会に当たっての注意事項

- (ア) 現地説明会は、午前又は午後の2時間を1単位とし、各参加者1単位までとする。本市で日程を調整の上、参加申込書提出企業へ通知する。
- (イ) 現地見学会への参加者数は、15名以内とする。現地説明会に当たっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。

#### (5) 第1回募集要項等に関する質問受付及び回答

第1回募集要項等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答はすべて公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧される（固有技術に関わるものを含む）などと本市が判断した質問については、回答しない（個別に回答する場合がある）。

#### ア 受付期限

- (ア) 参加資格に関する質問  
令和6（2024）年4月24日（水）午後5時までとする。
- (イ) 参加資格以外に関する質問  
令和6（2024）年5月10日（金）午後5時までとする。

#### イ 提出方法

募集要項等と同時にホームページに公表する第1回募集要項等に関する質問書（様式2-1～2-2）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、そのファイルを電子メールで提出する。

- (ア) 提出先  
「第3章2(2)ウ 担当部署」を参照のこと。
- (イ) タイトル
  - a 参加資格に関する質問について（様式2-1）  
「(応募者名)：第1回募集要項等に関する質問（参加資格）」
  - b 参加資格以外に関する質問について（様式2-2）  
「(応募者名)：第1回募集要項等に関する質問（参加資格以外）」

#### ウ 到達の確認方法

本市が質問書を提出した者に返信する。

#### エ 回答の公表

- (ア) 参加資格に関する質問への回答  
令和6（2024）年5月17日（金）午後5時までにホームページにて公表する。
- (イ) 参加資格以外に関する質問への回答  
令和6（2024）年6月7日（金）午後5時までにホームページにて公表する。

#### (6) 参加資格審査に関する提出書類の受付

応募者の代表企業は、次の要領に従って参加資格審査に関する提出書類（様式

3-1～3-6)を提出すること。

ア 対象

参加希望者

イ 受付期限

令和6(2024)年5月24日(金)午後5時までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送(必着、書留に限る)により提出期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とする。なお、封入物の鑑には「参加資格審査書類在中」と朱書きすること。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

エ 参加資格審査書類

(ア) 参加資格審査申請書(様式3-1)

(イ) 応募者の構成(様式3-2)

(ウ) 委任状(代表企業)(様式3-3)

(エ) 参加資格要件確認書 その1(①～⑤)(様式3-4)

(オ) 参加資格要件確認書 その2(様式3-5)

(カ) 参加資格要件確認書 その3(様式3-6)

オ 提出先

「第3章2(2)ウ 担当部署」を参照のこと。

カ 結果通知

参加資格審査結果は、令和6(2024)年5月31日(金)に応募者の代表企業に書面で通知する。その際、事業提案書の作成に必要な応募者番号を交付する。

キ 参加審査結果理由の説明請求

(ア) 審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。

(イ) 参加資格審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して3日以内(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に書面(書式は自由)を提出すること。提出方法は、持参又は郵送(必着、書留に限る)によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

(ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

ク その他

提出期限に遅れた参加資格審査に関する提出書類は受け付けない。

(7) 対面的対話に関する提出書類の受付

ア 対象

参加資格審査の結果、参加資格が認められた応募者。なお、当該応募者は、

対面的対話に関する提出書類を提出の上、対面的対話に必ず参加すること。

イ 受付期限

令和6（2024）年6月21日（金）午後5時までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（必着、書留に限る）により提出期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

エ 提出書類

(7) 対面的対話の申込書（様式4-1）

(イ) 対面的対話用資料

- a 全体処理フロー図（様式4-2①）
- b 工事中の配置・動線計画（様式4-2②）
- c 全体配置・動線計画（様式4-2③）
- d 設計・建設期間の工程（様式4-2④）
- e 質問事項（様式4-2⑤）

オ 提出先

「第3章2(2)ウ 担当部署」を参照のこと。

(8) 対面的対話の開催

ア 目的

(7) 事業の位置づけや特徴の理解促進

応募者が、本事業の位置づけや特徴を理解した上で、施設整備方針に沿って、事業提案書を提案作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

(イ) 要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、応募者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、応募者の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

イ 実施日

令和6（2024）年7月17日（水）とする。

ウ 実施要領

応募者に対して、対面的対話の実施要領を送付する。

エ 質問事項

事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、応募者は原則として、様式4-2⑤の質問事項及び当日の質問事項を第2回募集要項等に関する質問書（様式2-3）に記入して提出すること。

オ 留意事項

要求水準書に規定されている内容以外の提案については、対面的対話におい

て本市に確認すること。なお、本市に確認せずに提案を行った場合には、基礎審査において失格とする場合があるので注意すること。

(9) 第2回募集要項等に関する質問受付及び回答

第2回募集要項等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答はすべて公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧される（固有技術に関わるものを含む）など、本市が非公表と判断した質問については、回答しない（個別に回答する場合がある）。

ア 受付期限

令和6（2024）年8月2日（金）午後5時までとする。

イ 提出方法

募集要項と同時にホームページに公表する第2回募集要項等に関する質問書（様式2-3）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、そのファイルを電子メールで提出する。

(ア) 提出先

「第3章2(2)ウ 担当部署」を参照のこと。

(イ) タイトル

「(応募者名)：第2回募集要項等に関する質問」

ウ 到達の確認方法

本市が質問書を提出した者に返信する。

エ 回答の公表

令和6（2024）年8月30日（金）午後5時までにホームページにて公表する。

(10) 事業提案書及び価格提案書の受付

応募者の代表企業は、次の要領に従って本事業に対する提案内容を記載した事業提案書及び価格提案書を提出すること。なお、本市は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

ア 対象

参加資格審査の結果、参加資格が認められた応募者

イ 受付期限

令和6（2024）年10月17日（木）午後5時までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（必着、書留に限る）により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、封入物の鑑には「事業提案書及び価格提案書在中」と朱書きすること。電子メール及びFAXによる提出は認めない。

エ 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

オ 提出先

「第3章2(2)ウ 担当部署」を参照のこと。

カ ヒアリング

ヒアリングの詳細については、別途、事業提案書及び価格提案書を提出した者に通知する。

キ 開封

開封場所、開封日時及び開封への立会い等については、別途、事業提案書及び価格提案書を提出した者に通知する。

(ア) 開封時期

令和6(2024)年12月上旬

(イ) 開封場所

本市が指定する場所

ク 審査結果の通知

令和6(2024)年12月下旬に事業提案書及び価格提案書を提出した者に書面で通知する。審査結果の概要についてはホームページにて公表する。

ケ その他

(ア) 受付期限に遅れた事業提案書及び価格提案書は受け付けない。

(イ) 提出時には、身分を証明できるもの(社員証等)の提示を求める場合がある。

(ウ) 本事業の募集手続きでは、応募者が1者であった場合も、最優秀提案者決定基準に従って事業提案書の審査を行う。

(11) 応募に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、「参加資格審査申請書(様式3-1)」の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

イ 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い

(ア) 事業提案書及び価格提案書の変更等の禁止

事業提案書及び価格提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

また、理由に関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

(イ) 著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において、本市が公表等を行うことができるものとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法

に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

エ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業の応募に係る検討以外の目的に使用することはできない。

オ 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

カ 応募の辞退

応募者は、事業提案書及び価格提案書の受付期限までは随時、応募を辞退することができる。ただし、事業提案書及び価格提案書の提出後は、辞退を認めない。応募辞退届の提出要領は、次のとおりとする。

(ア) 受付期限

令和6（2024）年10月17日（木）午後5時までとする。

(イ) 提出方法

応募者の代表企業が「応募辞退届（様式3-7）」を持参又は郵送（必着、書留に限る）により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

(ウ) 提出先

「第3章2(2)ウ 担当部署」を参照のこと。

(エ) その他

応募辞退の撤回はできないものとする。

キ 応募無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

(ア) 募集要項に規定する参加資格のない者が行った応募

(イ) 参加資格審査に関する提出書類に記載された応募者以外の者が行った応募

(ウ) 談合その他不正行為があったと認められる応募

(エ) 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く応募または応募事項を明示しない応募

(オ) 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った応募

(カ) 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた応募

(キ) その他募集要項等において示した応募条件に違反した応募

ク 募集の中止等

本事業の募集手続きに関して本市が必要と認めたときは、募集の執行を取りやめることができる。

ケ その他

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、本市は応募者に通知することとする。

### 3 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

設計・建設業務及び運營業務の実施に当たっては、次に示す応募者の構成としたうえで、本市の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本市に本店がある企業を積極的に活用すること。

#### (1) 応募者の構成

ア 応募者は、設計・建設業務及び運營業務を実施する予定の複数企業によるグループで構成し、本市に本店がある企業を少なくとも1社は構成企業に含めること。

イ 特別目的会社を設立する場合においては、応募者は、本事業の設計・建設業務又は運營業務を行う企業のうち、構成員及び協力企業から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。

ウ 応募者の企業グループの中から「(2)イ(ア) 本施設のプラントの設計・建設業務を行う者の要件」をすべて満たす1者で、エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計・建設業務を行う者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

エ 応募者は、本事業の実施に際して、設計・建設業務及び運營業務のうち、主たる業務を請負又は受託する構成企業を定めることができる。ただし、本施設のプラントの設計・建設の主たる業務は、代表企業が行うこと。

オ 構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

カ 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。

キ 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成企業となることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。

#### (ア) 資本関係がある場合

次の a 又は b のいずれかに該当する2者の場合。

a 親会社（会社法（平成17（2005）年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則（平成18（2006）年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### (イ) 人的関係がある場合

次の a 又は b のいずれかに該当する2者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14（2002）年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年（1999）法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他最優秀提案者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
- ク その他、上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、構成企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成企業となることはできない。
- ケ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

## (2) 応募者の参加資格要件

応募者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

### ア 共通の参加資格要件

本市の令和5（2023）・6（2024）年度建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者。

### イ 各業務を行う者の要件

#### (ア) 本施設のプラントの設計・建設業務を行う者の要件

応募者のうち、本施設のプラントの設計・建設業務を行う者は、単独又は複数の企業で構成するものとし、このうちエネルギー回収型廃棄物処理施設の設計・建設業務を行う者は、次の要件を全て満たす企業であること。

a 地方公共団体から発注されたDBO方式による一般廃棄物処理施設（次の①から④に示す要件を全て満たす施設）の新設整備を元請けとして受注した実績を有すること。

- ① 平成26（2014）年度以降に竣工した施設
- ② 処理能力が80t/日以上以上の施設
- ③ ボイラ・タービン式発電設備を設置した施設
- ④ 処理方式がストーカ式焼却炉の施設

b 建設業法（昭和24（1949）年法律第100号）第3条第1項に規定する清掃施設工事の特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,300点以上であること。

c 建設業法（昭和24（1949）年法律第100号）第26条第2項に規定する清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。なお、監理技術者は、当該企業と直接的な雇用関係にある者であること。

#### (イ) 本施設の建築物等の設計業務を行う者の要件

応募者のうち、本施設の建築物等の設計業務を行う者は、本施設のプラントの設計・建設業務を行う者（エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計・建設業務を行う者）又は建築物等の建設業務を行う者のうち、次の要件を全て満たす企業であること。

- a 建築士法（昭和25（1950）年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
  - b 地方公共団体から発注されたボイラ・タービン式発電設備を設置した一般廃棄物処理施設の建築物の設計を一括して実施した実績（元請から直接請け負った場合も可とする。）を有すること。
- (ウ) 本施設の建築物等の建設業務を行う者の要件
- 応募者のうち、本施設の建築物等の建設業務を行う者は、単独又は複数の企業で構成するものとし、このうち少なくとも1社はa、b及びcを満たすこととする。また、少なくとも1社はdを満たす企業であることとする。
- a 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,300点以上であること。
  - b 地方公共団体から発注されたボイラ・タービン式発電設備を設置した一般廃棄物処理施設の建築物の施工を一括して実施した実績（元請から直接請け負った場合も可とする。）を有すること。
  - c 新潟県内に本店があること。
  - d 本市に本店があること。
- (エ) し尿処理場等の解体業務を行う者の要件
- 応募者のうち、し尿処理場等の解体業務を行う者は、次の要件を全て満たす企業であること。なお、複数の企業で行う場合は、このうち少なくとも1社は次の要件を全て満たす企業であること。
- a 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事及び解体工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - b アスベストを含有する建築物の解体工事を元請として受注し、実施した実績を有すること。
  - c 本市に本店があること。
- (オ) 本施設の運營業務を行う者の要件
- 応募者のうち、本施設の運營業務を行う者は、代表企業又は代表企業を含む複数の構成企業とする。運營業務を行う者のうち、少なくとも1社は、次のaの要件を全て満たすこと。また、少なくとも1社はbの要件を満たすこと。
- a 地方公共団体から発注されたDBO方式による一般廃棄物処理施設（次の①から④に示す要件を全て満たす施設）の運転管理業務を元請け（当該事業の特別目的会社から直接請け負ったものを含む）として受注した実績を有すること。
    - ① 平成26（2014）年度以降に竣工した施設
    - ② 処理能力が80t/日以上施設
    - ③ ボイラ・タービン式発電設備を設置した施設
    - ④ 処理方式がストーカ式焼却炉の施設
  - b 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、現場総括責

任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験・実績を有する技術者を専任で配置できること。

### (3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者となることはできない。

- ア 本市から指名停止措置を受けている者
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ウ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 電子交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- オ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- カ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27（1952）年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- キ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- ク 破産法（平成16（2004）年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11（1922）年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- ケ 柏崎市暴力団排除条例（平成24年条例第56号）の措置要件に該当すると認められる者
- コ 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
  - ・新ごみ処理場建設・運営に係る事業者選定アドバイザー業務委託の受託者  
八千代エンジニアリング株式会社  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- サ 事業者選定委員会の委員が所属する企業

### (4) 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は、参加資格審査書類提出期限日とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から最優秀提案者決定日までの間に応募者の代表企業が(2)の参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、本市は当該応募者を最優秀提案者決定のための審査対象から除外する。また、最優秀提案者決定日の翌日から事業契約

の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者の代表企業が(3)のアからサに該当することとなる事態が生じた場合には、本市は当該応募者との事業契約締結を行わない。

ウ 参加資格確認基準日の翌日から最優秀提案者決定日までの間に応募者の代表企業以外の構成企業が(2)の参加資格要件を欠くこととなるおそれが生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、速やかに本市へ申出を行い、内容がやむを得ない事情である場合に限り、本市の許可のうえ代表企業以外の構成企業の変更を認めるものとする。なお、(3)のアについて、指名停止期間前までに申し出た場合には、本市はその事情等を考慮し、指名停止開始後であっても代表企業以外の構成企業の変更を認める場合がある。

エ 最優秀提案者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者の代表企業以外の構成企業が(3)のアからサに該当することとなる事態が生じた場合には、速やかに本市へ申出を行い、内容がやむを得ない事情である場合に限り、本市の許可のうえ代表企業以外の構成企業の変更を認めるものとする。

## 第4章 応募者の審査及び最優秀提案者の決定

### 1 審査機関

本市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施する機関として、事業者選定委員会を設置した。応募者から提出された事業提案書の審査については、事業者選定委員会が行う。

落札者決定前までに、事業者選定委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して、自らの利益のために、あるいは他者の不利益となるように、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

事業者選定委員会委員

委員名	所属・役職
西巻 康之	柏崎市 副市長
姫野 修司	長岡技術科学大学 准教授
濱田 雅巳	全国都市清掃会議 技術指導部長
井比 孝広	柏崎市 総合企画部 部長
小黒 利明	柏崎市 市民生活部 部長
高橋 誓	柏崎市 財務部 部長
星野 和彦	柏崎市 都市整備部 部長

(敬称略)

### 2 最優秀提案者の決定方法

#### (1) 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査に関する提出書類について審査を行い、参加資格要件を確認する。

#### (2) 事業提案審査

##### ア 基礎審査

基礎審査は、参加資格審査の結果、参加資格が認められた応募者から提出された提案内容が本市の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

##### イ 非価格要素審査

基礎審査において本市の要求する水準を満たした応募者を対象として、「最優秀提案者決定基準」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

##### ウ 価格審査

予定価格を超過しない応募者の提案価格について、「最優秀提案者決定基準」に定める算定式により価格点を算出する。

本事業の予定価格は次のとおりである。応募者の提案価格が、次に示す予定

価格を超過した提案を行った応募者は失格とする。

予定価格 : 31,632,000,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

エ 総合得点の算出

事業者選定委員会は、非価格要素点と価格点から「最優秀提案者決定基準」に定める方法により最優秀提案者を特定する。

(3) 最優秀提案者の決定

本市は、最優秀提案者の特定結果に基づいて最優秀提案者を決定し、応募者の代表企業に書面で審査結果の通知を行う。

## 第5章 本事業に関する提示条件

### 1 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

#### (1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設工事費を建設事業者を支払う（詳細は「募集要項添付資料－4 対価の支払方法について」を参照）。

#### (2) 本施設の運營業務に係る対価等

本市は、本施設の運營業務の対価として、運營業務委託費を運営事業者を支払う（詳細は「募集要項添付資料－4 対価の支払方法について」を参照）。

#### (3) 支払の減額等

本市は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求性能を満たしていないことが判明した場合は、契約金額の減額等を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、「募集要項添付資料－5 モニタリング及び対価の減額について」に定める。

### 2 余剰電力の帰属先

本施設内で得られた発電電力から本施設の所内消費電力を差し引いた後の余剰電力は本市に帰属するものとする。運営事業者は余剰電力が可能な限り多くなるように運營業務を行う。

### 3 有価物売却収入の帰属先

運營業務に伴い発生する有価物の資源化は本市が実施し、売却収入は本市に帰属するものとする。

### 4 バランシングコストの負担

余剰電力の売電に係るバランシングコストは、事業者は負担しない。ただし、費用支払いに当たり、必要に応じて一時的な代理支払い等を含めた本市との協議に応じること。

### 5 本市が適用を予定している交付金・補助金について

本市は、本事業の実施に関して、エネルギー回収型廃棄物処理施設は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）、マテリアルリサイクル推進施設は循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）の適用を予定している。交付金・補助金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

### 6 保険

保険についての詳細は、「募集要項添付資料－6 本市及び事業者が付保する保険について」に定める。なお、事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、本市が提示した保険以外の保険を提案し付保するこ

とを妨げない。

## 7 想定されるリスクの分担

### (1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。設計・建設業務及び運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

### (2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担の考え方を「募集要項添付資料－7 リスク分担」に示す。なお、リスク分担の詳細は、事業契約書（案）において定める。

## 8 停止期間中等の処理対象物の処理

異常事態の発生、その他の原因によりごみの受入れができない状態に陥った場合、運営事業者は、速やかに本市に報告すること。また、運営事業者は、本施設で受入れできない処理対象物を処理できる緊急代替処理方策を実行するものとし、これに係る費用を負担すること。さらに、本市は、「募集要項添付資料－5 モニタリング及び対価の減額について」に示す運転停止型減額措置による減額も適用する。

ただし、ごみの受入れができない状態に陥った原因が事業者の責めに帰すべき事由でないことを事業者が明らかにした場合には、この限りではない。

## 第6章 最優秀提案者決定後の手続き並びに契約に関する事項

事業契約に関する契約スキームの概要については、「募集要項添付資料－2 契約スキーム（例）」に示すとおりである。

### 1 基本協定の締結

最優秀提案者決定後速やかに、本市と最優秀提案者は、事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

対象者：最優秀提案者

締結時期：最優秀提案者決定後速やかに

### 2 契約内容の協議

本市と最優秀提案者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は事業契約書（案）の詳細の協議を行うものであり、募集要項等及びこれらに関する質問回答に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

### 3 事業契約の締結

#### (1) 基本契約

対象者：最優秀提案者及び運営事業者（SPCを設立する場合）

最優秀提案者（SPCを設立しない場合）

締結時期：令和7（2025）年3月中旬までに仮契約を締結する。本仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和7（2025）年3月下旬（予定）に正式契約となる。

#### (2) 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：令和7（2025）年3月中旬までに仮契約を締結する。本仮契約は令和7（2025）年3月下旬（予定）に開催する議会の議決を経て正式契約となる。

#### (3) 運営業務委託契約

対象者：運営事業者

締結時期：令和7（2025）年3月中旬までに仮契約を締結する。本仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和7（2025）年3月下旬（予定）に正式契約となる。

### 4 特別目的会社の設立（特別目的会社を設立する場合）

特別目的会社を設立する場合、最優秀提案者は、最優秀提案者決定後より仮契約締結までに、速やかに特別目的会社を設立しなければならない。なお、特別目的会社は、次の要件を全て満たさなければならない。

(1) 運営事業者の本店所在地は、本市内とすること。なお、本施設所在地を特別目的会社本店所在地として登記することはできない。

- (2) 応募者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- (3) 運営事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。
- (4) 運営事業者の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

## 5 契約金額

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）は、建設事業者及び運営事業者から見積書を徴取し、決定する。ただし、提案価格（消費税及び地方消費税を含まない。）からの増額は認めない。

## 6 地位の譲渡等

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供またはその他の方法により処分してはならない。

## 7 契約保証金

### (1) 契約保証金

#### ア 建設工事請負契約

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、建設工事請負契約金額の100分の10に相当する金額を設計・建設期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に本市に納付する。

#### イ 運営業務委託契約

運営事業者は、運営業務の履行を保証するために、年度運営費の100分の10に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営業務委託契約の締結時に本市に納付する。

### (2) 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

#### ア 債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行等の保証の提供

#### イ 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証の提供

#### ウ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）の提出

#### エ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険の締結

#### オ 利付国債又は新潟県公債の提供

## 第7章 公表資料の一覧

募集要項と同時に公表する資料は、次のとおりである。

### 1 募集要項添付資料

- 募集要項 添付資料－1 事業実施区域
- 募集要項 添付資料－2 契約スキーム（例）
- 募集要項 添付資料－3 役割分担概念図
- 募集要項 添付資料－4 対価の支払方法について
- 募集要項 添付資料－5 モニタリング及び対価の減額について
- 募集要項 添付資料－6 本市及び事業者が付保する保険について
- 募集要項 添付資料－7 リスク分担

### 2 別添資料

- 別添資料「最優秀提案者決定基準」
- 別添資料「要求水準書」
- 別添資料「基本協定書（案）」
- 別添資料「基本契約書（案）」
- 別添資料「建設工事請負契約書（案）」
- 別添資料「運營業務委託契約書（案）」
- 別添資料「様式集」
- 別添資料「提出書類の作成要領」